

公益財団法人ベネッセこども基金 役員報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号、以下「認定法」という）第5条第13号及び定款第13条第1項並びに第30条第1項の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の種類)

第2条 この規程による報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区別されるものとする。

(評議員の報酬の支給基準)

第3条 評議員の報酬は、定款第13条の規定により定められた総額の範囲内において、別表1の金額を支給する。ただし、株式会社ベネッセホールディングスの関係者に対しては支給しない。

(理事及び監事の報酬の支給基準)

第4条 理事及び監事の報酬は、定款第30条の規定により定められた総額の範囲内において、別表1の金額を支給する。ただし、株式会社ベネッセホールディングスの関係者に対しては支給しない。

(報酬等の支払方法)

- 第5条 報酬等は直接支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額があるときは、その金額を控除して支払う。
- 2 報酬等の全部につき自己の預金への振込の申し出があった場合には、その方法によって支払うことができる。
 - 3 報酬等については、辞退することができる。

(報酬の支給日等)

第6条 評議員、理事及び監事の報酬は、選任日を起算日とする年額とし、原則として、毎事業年度終了後3か月以内に開催する定時評議員会及び理事会の開催時に支給するものとする。

(遺族の範囲及び支給順位)

第7条 役員等が死亡により退職したときは、本人が受け取るべき報酬等は、役員等の死

亡当時その者と生計を一にしていた遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲及び支給順位は、労働基準法施行規則第 42 条から第 44 条までに定めるところによる。

(補則)

第 8 条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行うものとする。

附則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条の規定による公益認定を受けた日から施行する。

別表 1 役員等の報酬

| 役職 | 年額 (1 人当たり) |
|-----|-------------|
| 理事 | 100,000 円 |
| 監事 | 100,000 円 |
| 評議員 | 100,000 円 |